



# 家畜衛生だより

令和2年度第8号（馬） 令和2年9月発行



南部家畜防疫協議会  
（公社）千葉県畜産協会  
千葉県南部家畜保健衛生所  
〒296-0033 鴨川市八色52  
電話 04(7092)2304  
FAX 04(7092)1434



## 飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日付けで、飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、今年の10月1日から施行されます。

【令和2年10月以降に施行になる項目】

令和4年2月～ ②飼養衛生管理マニュアルの作成

### 【改正の概要】

#### ・基準を以下の4つに体系化

- I. 家畜防疫に関する基本的事項
- II. 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III. 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
- IV. 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

#### ・主な改正項目

- ① 馬の所有者の責務を新設（I-1）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員等への周知徹底（令和4年2月施行）（I-3）
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化（I-6）
- ④ 衛生管理区域への立入時の人の消毒を追加（II-7, 8, 9）
- ⑤ 他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域内に持ち込む際の措置を新設（II-11, 12）
- ⑥ 厩舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加（III-16）
- ⑦ 飼養管理に不要な物品を厩舎に持ち込まないことを明文化（III-18）
- ⑧ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（III-21）
- ⑨ 衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等を新設（IV-24, 26）

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。